

令和8年（フ）第741号

千葉県浦安市堀江5丁目17番12号  
破産者 築地物流機構株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第742号

千葉県浦安市堀江3丁目26番11号 タウンコート（D）  
破産者 角田 輝行

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第3124号

神奈川県海老名市上今泉3丁目1番5号  
破産者 株式会社アートリビング

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1051号

横浜市金沢区釜利谷南2-50-3 ウッドパーク金沢文庫3-213  
破産者 シードリング株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第63号

長野県小諸市大字加増500番地1  
破産者 ティーアールジーオート株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
長野地方裁判所佐久支部

令和7年（フ）第477号

静岡県駿河区泉町4番25-2号 スプリングフィールド102号  
破産者 カンキョウシステム株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
静岡地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第802号

愛知県名古屋市区北八代町1丁目39番地  
破産者 大鵬興業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1194号

名古屋市区西大野木4丁目458番地  
破産者 株式会社ハーヴェスト

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第1206号

名古屋市区南岩戸町19番26号  
破産者 株式会社トヨナガ

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第120号

三重県津市河芸町東千里57番地1 河芸マンション309  
破産者 上手千壽子

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
津地方裁判所破産係

令和6年（フ）第2726号

大阪府淀川区西中島6丁目7番9号 Rnビル  
破産者 株式会社LOUVREDO

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第823号

広島市南区的場町二丁目6番4-1101号  
破産者 有限会社テクニカ

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第454号

広島市東区矢賀新町1丁目1番35-1004号  
破産者 スズカ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第144号

愛知県江南市東野町烏森7-3  
破産者 合同会社HEARTS

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和8年（フ）第82号

高知市小石木町198番地11 グランドパレス103  
破産者 株式会社辻興業

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
高知地方裁判所破産係

令和8年（フ）第83号

高知市小石木町198番地11 グランドパレス103  
破産者 辻 隆行

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
高知地方裁判所破産係

令和8年（フ）第98号

高知市九反田15番22号  
破産者 株式会社ヒストリー

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
高知地方裁判所破産係

令和8年（フ）第12号

鹿児島県大島郡喜界町大字湾1736番地  
破産者 株式会社喜界島開発

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

令和8年（フ）第23号

北海道小樽市入船3丁目21番16号  
破産者 札幌木材株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
札幌地方裁判所小樽支部

令和8年（フ）第41号

東京都港区浜松町二丁目2番15号  
破産者 有限会社エー・ディ・エスデザイングループ

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
札幌地方裁判所小樽支部

令和8年（フ）第53号

秋田市中通一丁目4番3号エリアなかいち商業棟  
破産者 株式会社ワンダーキッチン

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第162号

山形市飯田西5丁目2番38号  
破産者 西原設備工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月17日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
山形地方裁判所民事部